

本学会理事、評議員並びに委員等の交替について

日本歯科医学会専門分科会役員の交替に伴い、当該専門分科会選出の本学会理事、評議員並びに委員等の交替が自動的に行われることが通例となっている。

この交替を受け、本学会では日本歯科医学会諸規則に基づき、理事、評議員並びに委員等の交替・変更が実行される。

しかし、この学会諸規則の条文は、あらゆる事態を予定し、適用しているわけではないため、具体的な事例についてはその規則制定の主旨に鑑み、条文を適用していく必要がある。ただし、その解釈は恣意的であってはならず、合理的でなくてはならないことはいうまでもない。

そこで、その解釈が必ずしも統一されているとはいえない標記「交替」については今後、下記のとおりに対応したい。

1. 理事の交替

1) 就任の時期

当該分科会からの現理事の辞任届が添付された新理事指名書（交替通知）を受理した時点で、その新理事を本学会理事として認める。

[対応の理由]

慣例では役員選挙が執行される評議員会において、学会規則第9条第3項に規定される理事は事前承認を受け、新執行部が発足した最初の評議員会において報告されている。

この解釈は、学会規則第9条第3項の各号に規定された選出母体からの指名理事が属人的に評議員会で承認を受けているというより、「選出母体からの

指名」そのものが承認されていると考えることが妥当である。

したがって、選出母体からの指名理事が交替する場合においても、学会規則第9条第3項に規定する「評議員会の承認」は、役員選挙が執行された評議員会において取り付けた「事前承認」の効力が及んでいるものとして、交替後の最初の評議員会で報告すれば十分であると思料する。

[関連条文]

□学会規則 第9条第3項

学会会長および学会副会長を除く理事は、次の各号に規定する者をもって充てる。ただし、評議員会の承認を要する。

- 一 専門分科会が1名ずつ指名する者21名以内
- 二 学会会長が指名する者3名以内
- 三 日本歯科医師会会長が指名する者3名以内

□同規則 第11条第2項

学会会長を除く学会役員に欠員が生じたときは、学会会長が会務に支障がないと認めたときを除き、第9条の規定により補充しなければならない。

2) 任 期

任期は前任者の残任期間とし、当該分科会からの交替通知に記載された交替日から始まる。

[関連条文]

□学会規則 第9条第5項

学会役員の任期は2年とし選任された年の4月1日に始まる。

□同規則 第11条第3項

学会役員に欠員を生じた場合に補充した学会役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3) 評議員会への報告

新理事就任後の最初の評議員会で報告する。

[対応の理由]

学会規則第9条第3項の解釈で「評議員会の承認」を第一義とした場合は、直近の評議員会まで理事を欠員のままとするか、臨時評議員会を開催し、理事の承認を行うという方法を取らねばならず、どちらも学会会務の運営上大きな支障を来すことになる。

[関連条文]

□学会規則 第9条第3項

学会会長および学会副会長を除く理事は、次の各号に規定する者をもって充てる。ただし、評議員会の承認を要する。

- 一 専門分科会が1名ずつ指名する者21名以内
- 二 学会会長が指名する者3名以内
- 三 日本歯科医師会会長が指名する者3名以内

2. 評議員の交替

1) 就任の時期

当該分科会からの評議員の変更に関する文書（交替通知）を受理した時点で、新しい評議員が選出されたものとする。

[関連条文]

□学会規則 第15条第1項

評議員は、別に定める基準により選出する。

□学会評議員選出基準 第2

評議員は、各専門分科会および日本歯科医師会会員の中から選出する。

2) 任 期

任期は前任者の残任期間とし、当該分科会からの交替通知に記載された交替日から始まる。

[関連条文]

□学会規則 第15条第2項

評議員の任期は2年とし選任された年の4月1日に始まる。評議員に欠員を生じたときに補充した評議員の任期は前任者の残任期間とする。

3. 各種委員会委員の交替（歯科学術用語委員会、学研究委員会）

1) 就任の時期

当該分科会からの標記委員会委員の変更に関する文書（交替通知）を受理した時点で、新しい委員が推薦されたものとする。

ただし、理事会の事後承認を必要とする。

[対応の理由]

標記委員会は専門分科会の意見を集約する目的から各専門分科会より推薦された委員で構成されている特殊性を考慮すれば妥当な措置と考える。

[関連条文]

□学会委員会規程 第4条第2項

委員は、理事会の議を経て学会会長が委嘱する。

2) 任 期

任期は前任者の残任期間とし、当該分科会からの交替通知に記載された交替日から始まる。

[関連条文]

□学会委員会規程 第4条第3項

委員の任期は、その委嘱を行った学会会長の在任期間とする。